

社会福祉法人安中市社会福祉協議会福祉用具貸与事業規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人安中市社会福祉協議会（以下「本法人」という。）所有の福祉用具の貸与について必要な事項を定め、住民の利便並びに福祉の増進及び福祉教育の推進を図ることを目的とする。

(福祉用具)

第2条 この規程において福祉用具とは、車椅子、ベッド、エアーマット、高齢者擬似体験用具及びアイマスクをいう。

(貸与対象者)

第3条 福祉用具の貸与対象者（団体）は、当該福祉用具を必要とする次の各号のいずれかに該当する者（団体）とする。

- (1) 市内に住所を有する高齢者及び障害者（児）
- (2) 市内に住所を有し、ケガ等で一時的に車椅子を必要とする者
- (3) 市内の学校
- (4) 市内のボランティアグループ及び住民団体等
- (5) 前各号のほか会長が必要と認めた者

(貸与期間)

第4条 福祉用具の貸与期間は、次に掲げる期間を期限とする。ただし、会長が認めた場合には、これを延長することができるものとする。

- (1) 車椅子、ベッド及びエアーマットは、6月以内とする。ただし、福祉教育・研修用として車椅子を貸与する場合は、1月以内とする。
- (2) 高齢者擬似体験用具及びアイマスクは、1月以内とする。

(貸与申請)

第4条 福祉用具の貸与を希望する者（以下「申請者」という。）は、福祉用具貸与申請書（様式第1号、様式第1号の2）に使用目的その他必要事項を記載し、会長に申請するものとする。

- 2 前項に規定する貸与申請の受付期間は、使用日の3月前から前日までとする。ただし、緊急を要するときは、事後速やかに正規の申請手続きをとることを条件に、電話等により予約申込を行うことができるものとする。

(貸与の決定)

第5条 会長は、前条の規定により福祉用具貸与申請書が提出されたときは、使用目的等申請内容を審査し、その可否を決定のうえ申請者に福祉用具貸与承認・不承認通知書（様式第2号）を交付するものとする。

- 2 貸与の決定の順位は、原則として先着順とする。

(福祉用具の使用料)

第6条 福祉用具の貸与を受けた場合の使用料は、原則として無料とする。ただし、故意により福祉用具を破損若しくは滅失したときの修繕料等又は福祉用具の搬入・搬出に運搬費を必要とするときは、貸与を受けた者（以下「被貸与者」という。）が、その実費を負担するものとする。

(貸与物件の管理)

第7条 被貸与者は、貸与物件を善良な管理者としての注意をもって維持管理し、当該物件に破損又は滅失等の事故が生じたときは、速やかに本法人に届け出て、その指示に従わなければならない。

2 被貸与者は、貸与物件を譲歩、転貸及び担保に供する等、貸与目的以外に使用してはならない。

(貸与物件の返還)

第8条 貸与物件の使用者が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該貸与物件を返還しなければならない。

- (1) 死亡又は入院、入所したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 第4条に規定する貸与期間を過ぎたとき。
- (4) 第7条の規定に違反したとき。
- (5) 前各号のほか福祉用具の貸与が適当でないことを認めるとき。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成18年3月18日から施行する。
2. この規程の施行の日の前日までに、合併前の社会福祉法人安中市社会福祉協議会又は社会福祉法人松井田町社会福祉協議会の関係規定の規定に基づいてなされた承認、手続その他の行為は、この規定の相当規定によりなされたものとみなす。

